

保護者のみなさまへ

就学援助のお知らせ

淡路市教育委員会

この制度は、経済的理由によって就学困難と認められるお子様の保護者の方に必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施することを目的としています。就学援助を希望される方は、必要な手続きを行ってください。

1 就学援助の認定基準について

(1) 令和6年度において、保護者が次のいずれかに該当し、かつ世帯の所得の合計額が下の基準表以下の金額で、教育に要する費用の支払いが経済的に困難と認められる方

- ①生活保護を受けている（小学校第6学年と中学校第3学年のみ申請してください）
- ②生活保護が停止又は廃止になった
- ③市民税が非課税又は減免となっている
- ④個人事業税が減免となっている
- ⑤固定資産税が災害減免となっている
- ⑥国民年金の掛金が減免となっている
- ⑦国民健康保険税が減免又は徴収が猶予となっている
- ⑧児童扶養手当を受けている
- ⑨生活福祉資金による貸付を受けている

令和6年度 世帯構成別所得金額基準表（単位：円）

区分構成人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
準要保護 総所得金額	1,603,600	2,029,200	2,300,800	2,570,400	3,069,600	3,370,400	3,680,800

※給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る。）を有する方については、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から10万円を控除して得た額を用いることとします。

※9人以上の場合は、教育委員会事務局 学校教育課までお問合せください。

(2) 上記に準じ、特別な理由によって、教育に要する費用の支払いが経済的に困難と認められる方

2 就学援助の内容について

就学援助の内容については、以下のとおりです。

区分	小学校	中学校
学用品費	11,630円	22,730円
通学用品費（第1学年を除く）	2,270円	2,270円
校外活動費（宿泊を伴わない）	1,600円	2,310円
新入学児童生徒学用品費等	57,060円	63,000円
入学準備費	57,060円	63,000円
修学旅行費（右記金額が上限）	22,690円	60,910円
学校給食費	実費	実費

※金額は、改定される場合があります。また、認定及び認定取消し時期によって金額が変わります。

※「新入学児童生徒学用品費等」「入学準備費」については、後の「5 注意事項」をご覧ください。

※生活保護を受給中の方は、「修学旅行費」のみ支給します。

学校への提出期限 年 月 日（ ）厳守

3 就学援助の申請方法と時期について

就学援助を希望される方は、学校教育課又は学校に備えている申請書(淡路市のホームページにも掲載)に必要な応じた添付書類を添えて、お子様が在籍する学校に提出してください。

なお、小学校と中学校にお子様がいらっしゃる場合は、それぞれの学校に提出してください。

申請書は、毎年提出していただく必要があります。

4月分からの受給を希望される方は、学校で定められた期限までに提出してください。

年度の途中で就学援助の要件に該当し、援助を希望される方は、申請書を随時提出してください。

○添付書類について

次の①～③に該当する方は、申請書以外に添付書類を提出願います。①～③に該当しない方は、淡路市就学援助規則により以下の書類は不要です。

添付書類が必要となる方	必要な添付書類
①区域外就学等で淡路市外に住民登録をしている方	・世帯全員の住民票(続柄記載のもの) ・世帯全員の所得がわかる書類 (確定申告書(写)、市民税課税(所得)証明書等)
②令和6年1月1日時点で淡路市に住民登録をしていなかった方	・世帯全員の所得がわかる書類 (確定申告書(写)、市民税課税(所得)証明書等)
③令和6年1月1日時点で淡路市に住民登録をしていたが、所得の申告をしていない方	・世帯全員の所得がわかる書類 (税務課で申告の上、その控えを提出)

※世帯全員の所得とは、令和5年収入に基づく所得のことです。

※①、②の「市民税課税(所得)証明書」は令和6年1月1日現在の住所地の市区町村で取り寄せてください。

※場合により、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

4 就学援助の支給について

就学援助費は、各学校長を通じて支給します。

ただし、学校徴収金等の未納がある場合には、そちらに充当させていただくことがあります。

学校給食費：認定前は、定額(標準5,000円)を振替えます。

認定前に振替えた学校給食費は、認定後、給食センターから指定口座へ還付します。

(還付時期は、別途、給食センターから通知します。)

認定後は、学校給食費の振替はありません。

5 注意事項

- ・前年度に就学援助の認定を受けられた方で、今年度も認定を希望される方は、改めて申請していただく必要があります。
- ・入学前に入学準備費の支給を受けられた方は、今回新たに就学援助の認定を受けられても「新入学児童生徒学用品費等」は支給されません。金額の改定があった場合は、今年度の認定を受けた方には、差額を支給します。
- ・支給対象のお子様に転出等の異動があった場合、又は就学援助世帯票兼認定申請書の内容に変更があった場合は、速やかに学校又は学校教育課に届け出てください。

●お問い合わせ先・申請書入手先

教育委員会事務局 学校教育課 電話：0799-64-2519(直通) 050-7105-5019(IP電話)

又は、通学している各小・中学校

※申請書については、淡路市のホームページにも掲載しています。